

大会宣言

民生委員は方面委員の時代より子どもや子育て家庭の相談支援にあたっており、それが昭和二十二年の児童福祉法制定時に民生委員が児童委員に充てられたことにつながっています。

今日、とくに子どもたちをめぐるのは、虐待、いじめ、自殺、貧困などさまざまな課題が深刻化するとともに、ヤングケアラーなど、新たな課題も顕在化しています。

国においては、子どもの最善の利益を第一に考える、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現に向けた新たな司令塔として、四月より「こども家庭庁」が設置されます。

このような変化のなかでは、私たち民生委員・児童委員一人ひとりが「民生委員が児童委員を兼ねる意義」をあらためて意識し、これまで以上に民生委員活動、児童委員活動、主任児童委員活動を不可分一体の活動として進めることが重要です。

昨年十二月には三年に一度の一斉改選が行われ、約三割の委員の交代がありました。私たちが、本県二千六百人余の民生委員・児童委員は、これからもかわることなく、常に地域住民の立場に立ち、相談・支援活動を展開し、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めていくため、本日、第九回宮崎県民生委員児童委員大会を開催するにあたり、次のとおり宣言します。

一、コロナ禍にあっても、地域で支援を必要とする人びとへの見守りや相談活動を継続し、地域の幅広い関係機関と連携して地域共生社会づくりに取り組みます

一、民生委員・児童委員が率先して地域の子育て応援団となり、子どもたちが健やかに育ち、子育て家庭が安心して暮らすことができる地域づくりに取り組みます

一、東日本大震災・熊本地震・令和四年台風十四号災害などを教訓に、災害に備えた平時からの地域づくりに取り組みます

一、基本的人権についての理解を深めるとともに、地域において人権啓発に関する活動に積極的に協力し、人権を尊重した地域づくりに取り組みます

一、広く社会に対し民生委員・児童委員制度の周知を図り、民生委員・児童委員活動、主任児童委員活動の正しい理解の浸透と一層の充実・発展に向けて取り組みます

令和五年二月二十二日

第九回宮崎県民生委員児童委員大会